

**資料5：各県市における行政協力の現状について
グループ討論について**

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課

森永ミルク中毒被害者救済対策事業に係る行政協力について

山口県環境生活部生活衛生課

1 行政協力体制

県の食品衛生担当課である生活衛生課が窓口となり、国県市町が連携して行政協力を実施

2 行政協力の概要

(1) 保健指導・福祉相談窓口名簿の提供

毎年度当初、保健所や市町の保健指導及び福祉相談窓口担当者の名簿をひかり協会に提供

(2) 被害者等対策対象者名簿及び要請内容（個票）への対応

- ・ひかり協会から提供された「被害対象者名簿」及び「個票」について、関係保健所、関係市及び労働局に送付して対応を依頼

- ・年度当初に前年度の対応状況を取りまとめて、ひかり協会に提出

《平成30年度対象者》名簿登録者：119名 個票対象者：19名

(3) 行政協力懇談会の開催

ひかり協会と県関係課、関係機関が緊密な連携を図るため、厚生省通知（平成3年7月8日付け衛食第91号）に基づき年2回開催し、ひかり協会から行政協力の依頼を受けている。

①第1回懇談会（平成30年7月開催）

出席者：山口県地域救済対策委員会、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、ひかり協会、山口労働局、県関係課（医療政策課、医務保険課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、生活衛生課）

依頼内容：「特定健診・がん検診実施計画の提供」、「専門医療機関に関する情報提供」など44項目

②第2回懇談会（平成30年12月開催）

出席者：山口県地域救済対策委員会、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、ひかり協会、県関係課（医療政策課、医務保険課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、生活衛生課）

依頼内容：「すい臓がん、肝がん対策に係る資料提供」、「共生型事業所の一覧の提供」など20項目

(4) 山口県地域救済対策委員会への参加

ひかり協会山口出張所（周南市）で開催される委員会に担当者がオブザーバーとして出席（年4回開催予定）

(5) 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会山口県本部総会への出席

平成30年8月26日に周南市で開催された県本部定期総会に生活衛生課長が出席

(6) 機関誌及び広報誌の配布

「ひかり協会会報ふれあい」を市町・関係機関に配布

森永ひ素ミルク中毒事件被害者救済事業に係る行政協力の取組について

岡山市

1. 対象者のニーズの把握と支援内容を共有できるネットワークづくり

1) ネットワークづくり

- ①「被害者対策対象者名簿」について
 - ・保健所各保健センター及び各福祉事務所へ、参考通知を添付して支援依頼。
- ②「行政協力懇談会」について
 - ・年2回開催。
 - ・1回目(5～6月)は、ひかり協会からの行政協力要請内容の共有や意見交換。
 - ・2回目(10～11月)は、個別要請内容について、関係課とひかり協会にて協議。
 - ・行政内関係課…(合計16課)
食品衛生、健康づくり、障害福祉、介護保険関係課で構成。ネットワークの構築にあたり、随時、関係課を増やしている。
- ③周知等
 - ・保健所新任職員等に森永ひ素ミルク中毒事件について説明。
 - ・新しく加わった関係課及び関係課長異動時等に事件に関する資料や通知等を添付して支援依頼。
- ④担当係長会議への出席
 - ・担当係長会議の内容を関係課と共有。
- ⑤保健師による支援体制
 - ・年度初めに保健師の地区担当表を情報提供し、タイムリーに相談ができる体制整備。
- ⑥被害者対策対象者名簿記載の被害者等からの相談への対応
 - ・相談内容に応じて、相談者からの同意のもと、関係課やひかり協会等へ繋ぐ。
- ⑦ひかり協会から依頼があった協力内容については、随時、ひかり協会へ情報提供。
- ⑧ひかり協会が主催する講演会のテーマ(例:認知症予防)に沿った講師の紹介。

2) 個別支援

- ①「個別要請内容」について
 - ・関係課、保健所各保健センター及び各福祉事務所へ、個別要請内容を送付。
 - ・行政協力懇談会にて、個別要請内容について関係課及びひかり協会で協議。
 - ・個別要請被害者に関する調整会議を随時開催。
 - ・年度末に取りまとめて、ひかり協会へ報告。
 - ・個別要請被害者と必要な制度をタイムリーに繋げるために、本人や家族状況、サービス利用状況等、情報の一元化。
- ②災害時支援
 - ・パンフレットによる情報提供など。

2. 事例紹介

施設入所を希望する医療ニーズの高い被害者について、相談支援専門員とケアマネジャー・ひかり協会・成年後見人・医療機関・市役所関係課が連絡調整やケース会議を重ねて継続支援中。

グループ討論について

- 討論の時間（目安） 計 45 分
 - ① 該当自治体からの事例の紹介（約 10 分）
 - ② 紹介事例に対する意見交換・問題点の意見交換（約 30 分）
 - ③ 結果発表で伝えるべきポイントや全体的な総括（約 5 分）

※上記はあくまでも目安ですので、各グループ内で議論の進捗に応じて時間配分を調整してください。

- グループ討論の議題について

各自治体からの事例報告や会議全体の内容を参考にしながら、以下の事項をはじめとする行政協力の現状と課題について意見交換を行ってください。

※必ずしも事例報告の内容のみに議論を限る必要はありません。

今回の事例報告は以下のとおりです。

グループ A～C：保健・福祉・労働等の分野における行政協力の成功事例

グループ D～F：これまで障害福祉サービスを利用していた障害ある被害者が 65 歳以降も同様のサービスが受けられるかと不安を抱えている問題に対する事案

例：

- 行政協力として、現在各自治体で行っている取組について。（保健分野、福祉分野、労働分野等）
- 行政協力を行うに当たって、問題になっていることについて。
- 今回の担当係長会議の内容をどのような方法で、関係担当課、管下市町村等に伝達するか。
- 厚生労働省及び（公財）ひかり協会に対する要望・意見等について。
- その他、障害保険、介護保険等、気になることについて。

- 結果発表について

45 分間の討論後、1 グループ 3 分目安で討論の結果発表を行っていただきます。討論の結果報告においては、事例にとらわれず、その討論の中で出た事柄について発表していただくよう願います。